

平成 27 年 10 月 29 日

千葉市長 熊谷 俊人 様

千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会
会長 小田 攻

指定管理予定候補者の選定について（答申）

平成 27 年 5 月 15 日付け 27 千保総第 107 号で諮問のありました標記の件について、別紙の部会からの報告のとおり答申します。

平成 27 年 10 月 26 日

千葉県保健福祉局指定管理者選定評価委員会
会長 小田 攻 様

千葉県保健福祉局指定管理者選定評価委員会
障害者施設等部会
部会長 西尾 孝司

指定管理予定候補者の選定について（報告）

平成 27 年 5 月 15 日付け 27 千保総第 107 号で、千葉市長から諮問のあった標記の件について、本部会において審議した結果、下記のとおり決定したので報告します。

記

1 千葉県ハーモニープラザ（男女共同参画センターを含む）

（議決日：平成 27 年 10 月 26 日）

（1）指定管理予定候補者とすべき者

千葉県ハーモニープラザ管理運営共同事業体（社会福祉法人千葉市社会福祉事業団／社会福祉法人千葉市社会福祉協議会／公益財団法人千葉市文化振興財団）

（2）審議結果及び選定理由

非公募による選定であったため、各審査項目について管理運営の基準を満たしているかなど、応募団体の指定管理予定候補者としての適否を審査した結果、全ての審査項目について適正であると認められたことから、千葉県ハーモニープラザ管理運営共同事業体を指定管理予定候補者として選定した。

なお、管理業務の実施に当たっては、次の事項に配慮されたい。

ア 経費縮減、特に人件費部分に関しては、非公募である以上、他の社会福祉法人との均衡について十分考慮していただきたい。

イ セクシャルハラスメントだけではなく、ハラスメント全体としての規定の整備を行っていただきたい。

2 千葉市桜木園（議決日：平成 27 年 10 月 26 日）

（1）指定管理予定候補者とすべき者

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団

（2）審議結果及び選定理由

非公募による選定であったため、各審査項目について管理運営の基準を満たしているかなど、応募団体の指定管理予定候補者としての適否を審査した結果、全ての審査項目について適正であると認められたことから、千葉市社会福祉事業団を指定管理予定候補者として選定した。

なお、管理業務の実施に当たっては、次の事項に配慮されたい。

ア 経費縮減、特に人件費部分に関しては、非公募である以上、他の社会福祉法人との均衡について十分考慮していただきたい。

イ セクシャルハラスメントだけではなく、ハラスメント全体としての規定の整備を行っていただきたい。

3 千葉市療育センター（議決日：平成 27 年 10 月 26 日）

（1）指定管理予定候補者とすべき者

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団

（2）審議結果及び選定理由

非公募による選定であったため、各審査項目について管理運営の基準を満たしているかなど、応募団体の指定管理予定候補者としての適否を審査した結果、全ての審査項目について適正であると認められたことから、千葉市社会福祉事業団を指定管理予定候補者として選定した。

なお、管理業務の実施に当たっては、次の事項に配慮されたい。

ア 経費縮減、特に人件費部分に関しては、非公募である以上、他の社会福祉法人との均衡について十分考慮していただきたい。

イ セクシャルハラスメントだけではなく、ハラスメント全体としての規定の整備を行っていただきたい。

4 千葉市大宮学園（議決日：平成 27 年 10 月 26 日）

(1) 指定管理予定候補者とすべき者

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団

(2) 審議結果及び選定理由

非公募による選定であったため、各審査項目について管理運営の基準を満たしているかなど、応募団体の指定管理予定候補者としての適否を審査した結果、全ての審査項目について適正であると認められたことから、千葉市社会福祉事業団を指定管理予定候補者として選定した。

なお、管理業務の実施に当たっては、次の事項に配慮されたい。

ア 経費縮減、特に人件費部分に関しては、非公募である以上、他の社会福祉法人との均衡について十分考慮していただきたい。

イ セクシャルハラスメントだけではなく、ハラスメント全体としての規定の整備を行っていただきたい。

平成 27 年 10 月 27 日

千葉県保健福祉局指定管理者選定評価委員会
会長 小田 攻 様

千葉県保健福祉局指定管理者選定評価委員会
医療施設等部会
部会長 高橋 和久

指定管理予定候補者の選定について（報告）

平成 27 年 5 月 15 日付け 27 千保総第 107 号で、千葉市長から諮問のあった標記の件について、本部会において審議した結果、下記のとおり決定したので報告します。

記

1 千葉県休日救急診療所（議決日：平成 27 年 10 月 27 日）

（1）指定管理予定候補者とすべき者

公益財団法人千葉県保健医療事業団

（2）審議結果及び選定理由

非公募による選定であったため、各審査項目について管理運営の基準を満たしているかなど、応募団体の指定管理予定候補者としての適否を審査した結果、全ての審査項目について適正であると認められたことから、千葉県保健医療事業団を指定管理予定候補者として選定した。

なお、管理業務の実施に当たっては、次の事項に配慮されたい。

ア 働く人のメンタルヘルスケア及び保健指導について、配慮していただきたい。

イ アンケートの実施方法について、回答者負担を含めて配慮しながら実施・分析していただきたい。